

「道路事業に係る財務事務の執行について」

概要版

## 第1 外部監査の概要

### 1 選定した特定の事件

道路事業に係る財務事務の執行について

監査対象機関は以下のとおりである。

土木部道路課

### 2 特定の事件を選定した理由

インフラの老朽化が急速に進展する中、国では「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）を策定するとともに、平成26年4月、総務省から地方公共団体に対し、「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画にあたるものとして「公共施設等総合管理計画」の策定が要請された。これを受け、宮城県（以下「県」という。）では、平成28年7月に「宮城県公共施設等総合管理方針」を策定し、公共施設等（公用・公共用施設、社会基盤施設）の管理の基本方針を定めるとともに、個別施設に係る長寿命化計画（個別施設計画）の策定を推進し、具体化を図っている。

一方、宮城県公共施設等総合管理方針（平成31年3月一部改訂）では、長寿命化対策等の効果額や進捗管理の評価に資する数値目標が明記されていないが、主要な社会基盤施設である道路においても、「宮城の道づくり基本計画（2021-2030）」で示されているとおり、高度経済成長期に建設され、急速に老朽化が進行している既存施設に加え、震災後に整備された道路施設について、計画的・効率的な管理を充実させていく必要があると考えられる。

よって、道路事業に係る財務事務の執行について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の行政運営にとって有意義と認識し、本年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

## 第2 外部監査の結果及び意見

### I 個別検出事項

今回の監査の過程で発見された個別検出事項については、

- 監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）を「指摘」
- 監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）を「意見」と記載している。

項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
1 事業評価			
(1) 費用便益分析の推計と実績	意見	菅生スマート IC の費用便益分析における事業費・交通量推計と実績を比較し、合理的説明が可能といえるか疑問である。	概略設計において工事費見積り変動リスクを十分に考慮のうえ、費用便益分析上の事業費を推計する。また、費用便益分析に際して、必要に応じて感度分析を実施する。
(2) 費用便益分析の精度	意見	以下の点を考慮すると、(仮称) 栗原 IC の費用便益分析の精度が十分といえるか疑問である。 ▶ 計画交通量はみやぎ県北高速幹線道路整備後の計画交通量を前提とした推計であり、みやぎ県北高速幹線道路の交通量調査結果と比較すると、計画交通量を下回っている整備区間が多いこと ▶ 感度分析の影響要因のうち、事業費及び事業期間について、感度分析の変動幅と直近の状況の乖離が大きいこと	費用便益分析データの事後検証を行い、費用便益分析の精度向上を図る。
(3) 事業効果の検証	指摘	県が作成した社会資本整備総合交付金チェックシートにおいて「十分な事業効果が確認されている」と記載があるものの、当該社会資本総合整備計画の事前評価が未実施の事業箇所が検出された。	事業主体が県以外であっても、全体事業費が多額の事業箇所については事業主体が実施した事前評価の根拠を確認のうえ、社会資本整備総合交付金チェックシートを作成する。
2 個別施設計画			
(1) 診断の判定区分	指摘	宮城県橋梁個別施設計画において、1巡目点検に係る診断の判定区分等に記載誤りのある対象施設が検出された。	個別施設計画上の記載誤りは適時に修正更新する。
(2) 補修目標の進捗状況	意見	宮城県第3次橋梁長寿命化計画に掲げられている中期目標「令和10年度までに予防保全型の維持管理へ移行」（判定区分Ⅱ以上を保持する）の進捗遅延が懸念される。	直近の点検、診断、修繕措置の状況を踏まえ、補修目標の達成状況や今後の見通しを検証のうえ、次期計画である宮城県第4次橋梁長寿命化計画（令和6年3月改定予定）の補修目標の設定に反映させる。

項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
(3) 措置状況管理の十分性	指摘	<p>現行の舗装管理データベースによる管理は舗装マネジメント計画に沿ったものとは認められず、措置状況の管理として不十分である。</p>	<p>道路舗装は橋梁やトンネル等の他施設と比較すると損傷の進行速度が早く、路面性状は年々低下する点を考慮し、舗装マネジメント計画に沿った舗装管理データベースの管理に移行する。</p>
(4) PDCA 管理の十分性	意見	<p>以下の点を考慮すると、個別施設計画における評価や改善が十分に行われているといえるか疑問である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 舗装マネジメント計画については、個別施設計画の改定が適時になされておらず、改善計画が不明確であること</li> <li>▶ 宮城県第3次橋梁長寿命化計画における見積補修費が改定前比で75%増になっているが、その主要因が不明確であること</li> </ul>	<p>個別施設計画の適時更新と内容の充実化を図る。</p>
<b>3 契約</b>			
(1) 道路照明灯台帳と電力契約の整合性	意見	<p>道路照明灯に係る電力契約の点検結果の記録が保管されていないため、現存しない道路照明灯に係る電力料支出が生じている懸念はないといえるか疑問である。</p>	<p>現存しない道路照明灯に係る電力料支出がないことを確認できるよう、道路照明灯台帳と電力契約の整合性に関する点検結果記録を保管する。</p>
(2) 1者入札	意見	<p>委託契約の一般競争入札において1者入札が散見される。毎年、1者入札が継続している事案も見受けられるため、入札参加資格条件としてあえて地域要件を設定する必要があるといえるか疑問である。</p>	<p>入札の結果、1者入札となった場合は地域要件や地域維持型契約方式（複数年契約、一括発注、共同受注）の拡大を検討し、入札の競争性を確保する。</p>
(3) 予定価格の事前公表	意見	<p>委託契約の一般競争入札において、落札率98%以上の事案が少なからず発生しているため、入札価格の高止まりという予定価格の事前公表による弊害が生じていないか懸念される。</p>	<p>委託契約の一般競争入札において予定価格の事前公表による弊害が生じていないか検証する。予定価格の事前公表による弊害が認められる場合、予定価格の事後公表に見直す。</p>
<b>4 公有財産管理</b>			
(1) 関連台帳間の記録の整合性	指摘	<p>固定資産台帳と道路台帳の道路延長の差異内容が不明である。関連台帳の記録の正確性が確保されているといえるか疑問である。</p>	<p>関連台帳間の記録の照合を定期的実施し、台帳間の差異内容を適時に把握することにより、台帳記録の正確性を検証する。</p>

## II インフラ老朽化対策と県民への説明責任

### 1 宮城県公共施設等総合管理方針

宮城県公共施設等総合管理方針では、県の現状や課題に関する基本認識について、以下の説明がなされている。

#### 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

##### 1 基本方針

第2章で見てきたとおり、本県ではこれまで多くの公共施設等を建設、管理してきましたが、県民人口は、少子高齢化や人口減少の進行に伴い、令和2年度から令和7年度までの5年間で223万人まで約3%減少し、それ以降も減少が見込まれていることから、公共施設等の利用需要の変化が予想されます。

また、施設は老朽化が進行し、今後の更新等費用推計によれば、公用・公共用施設、社会基盤施設ともに現在の予算規模を上回る費用が必要と試算されており、本県の財政運営にも重要な影響を及ぼすことが懸念されます。

今後も引き続き、県民生活や県経済を支えていくためには、厳しい財政状況の中においても、県庁舎等整備基金の活用などにより必要な財源を確保するとともに、公共施設等の選択と集中の徹底を図りながら、効果的かつ効率的な施設管理を計画的に進めていくことが必要となります。

出所：宮城県公共施設等総合管理方針（令和4年11月一部改訂 宮城県）

### 2 現状の問題認識

宮城県公共施設等総合管理方針では、以下のように財源の確保方針が示されているが、インフラ資産に係る財源の確保方針は示されていない。

#### (10) 財源の確保方針

社会保障関係経費の通増や東日本大震災からの復旧・復興への対応など、厳しい財政状況の中ではあるものの、必要となる修繕・更新のための財源の確保については計画的に対応していく必要があります。

本方針の実効性を確保するため、中長期の事業量等の整理を踏まえ今後も適切な予算規模を確保するとともに、今後の財政状況を踏まえ、可能な限り、所要見込額について県庁舎等整備基金など各種基金への積立てを行うこととしています。

なお、令和4年度から令和13年度までの10年間に更新等の必要がある庁舎等の一部については、修繕・更新に要する想定事業費（実質負担額）を約560億円と算出し、平成26年度から、関係する基金へ所要見込額の一部を積み立てています。

表3-1 想定事業費と基金残高

施設の種別	県庁舎等	文化施設	スポーツ施設	合計
想定事業費	368億円	75億円	117億円	560億円
積立基金の名称	県庁舎等整備基金	文化振興基金	スポーツ振興基金	
令和3年度基金残高	153億円	81億円	46億円	280億円

出所：宮城県公共施設等総合管理方針（令和4年11月一部改訂 宮城県）

この点につき、県の説明によると、インフラ資産の更新等費用の財源については、施設により国庫補助の条件等の考え方が異なっており、インフラ資産全体を総括した記述が困難な点を考慮し、インフラ資産に係る財源の確保方針は明記していない、とのことである。

また、個別施設計画に係る個別検出事項を包括外部監査人の視点で整理すると以下のとおりである。

PDCA 区分	個別検出事項	個別施設計画		
		道路(舗装)	トンネル	橋梁
Plan (計画)	コスト削減効果の過大評価の懸念(注)			●
Do (実行)	点検	新技術等の活用による効率化の余地(注)	●	●
	診断	2 (1) 診断の判定区分		●
	措置	2 (2) 補修目標の進捗状況		●
	記録	2 (3) 措置状況管理の十分性	●	
システム化による管理業務の合理化の余地(注)		●	●	
Check (評価)	2 (4) PDCA 管理の十分性	●		●
Action (改善)		●		

(注) 令和4年度包括外部監査の結果報告書に記載されている個別検出事項を表す

インフラ資産の更新等費用に係る充当可能な財源の検証が明らかでない点を考慮すると、現行の個別施設計画ではインフラ老朽化対策の効果額が不十分で、解決に向けた取組の必要性に迫られるリスクが懸念される。

### 3 県が取り組むべき課題

宮城県行財政運営・改革方針（第1期）の中では、具体的取組の1つに「宮城県公共施設等総合管理方針」の進捗管理が掲げられているが、当該具体的取組に係る指標は設定されていない。

「2 現状の問題認識」を踏まえると、県はインフラ老朽化対策に関する定量的な目標設定と効果検証に取り組み、県民への説明責任を果たす必要があると考える。

#### 三 数値目標の設定とPDCAサイクルの確立

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、総合管理計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいこと。

さらに、計画期間内の一定の期間で定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めること。

出所：公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（令和4年4月1日改訂 総務省）